

# 平成28年度第1回安城市自立支援協議会 次第

日時：平成28年6月23日（木）

午後1時30分～午後3時00分

場所：安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

## 1 あいさつ

## 2 委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

## 3 議 題

(1) 委員長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2・3

(2) 第4次安城市障害者計画における進捗状況について・・・・資料4・5

(3) 第4期安城市障害福祉計画における進捗状況について・・・・資料6

(4) 作業部会及び各担当者会の活動内容の報告について・・・・資料7・8・9

(5) 障害者差別解消法の周知啓発取り組みについて・・・・資料10・11

## 4 その他

(1) 地域生活支援拠点等プロジェクトチームについて

(2) 平成28年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて

第2回 平成28年10月27日（木）午後1時30分から

安城市役所 北庁舎4階 第22会議室

第3回 平成29年3月23日（木）午後1時30分から

安城市役所 本庁舎3階 第10会議室

(3) その他

## 安城市自立支援協議会委員名簿

任期：平成27年7月1日～平成30年5月31日

No	役職	氏名	団体名及び役職	備考
1		かみや 神谷 あきぶみ 明文	安城市社会福祉協議会 会長	
2	副委員長	かとう 加藤 けんいち 研一	安城市町内会長連絡協議会 副会長	
3		ふじい 藤井 やすあき 康彰	安城市医師会 会長	
4		いじま 飯島 なりあき 徳哲	安城市医師会（精神） 医療法人純和会矢作川病院	
5		いけだ 池田 ひろこ 比呂子	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	
6		つづき 都築 まさのり 正徳	愛知県立安城特別支援学校 進路指導主事	
7		おかだ 岡田 まさお 将男	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 就職促進指導官	
8		すぎうら 杉浦 さゆり 小百合	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	
9		おおみ 大見 てつひさ 哲久	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	
10		たかみ 高見 くにひこ 邦彦	安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副会長	
11		かとう 加藤 しげとし 重豪	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	
12		おかだ 岡田 りゅうすけ 龍祐	安城市身体障害者福祉協会 会長	
13		さとう 佐藤 きみこ 喜美子	安城市手をつなぐ親の会 副会長	
14		あべ 阿部 けいこ 恵子	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」会長	
15		やまきた 山北 ゆうすけ 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 管理者	
16		おがわ 小川 まさと 正人	障害者代表	
17		やまもと 山本 よしたか 義孝	障害者代表	

## 安城市自立支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に基づき、地域における障害者等への支援の体制の整備及び障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中立で公平な相談支援事業の実施に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携強化、社会資源の開発及び改善等の推進に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

## (参加者)

第3条 協議会は、福祉、医療、雇用、教育等の関係者及び障害者を代表する者が参加するものとする。この場合において、協議会に参加する者（以下「参加者」という。）は、17人以内とする。

2 参加者は、3年ごとに見直すものとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

## (開催)

第5条 協議会は、市長が日時及び場所を示して開催する。

## (作業部会)

第6条 協議会の開催に当たり、専門事項の意見調整のため、社会資源又は個別の事例の情報共有等を行う作業部会を開催する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

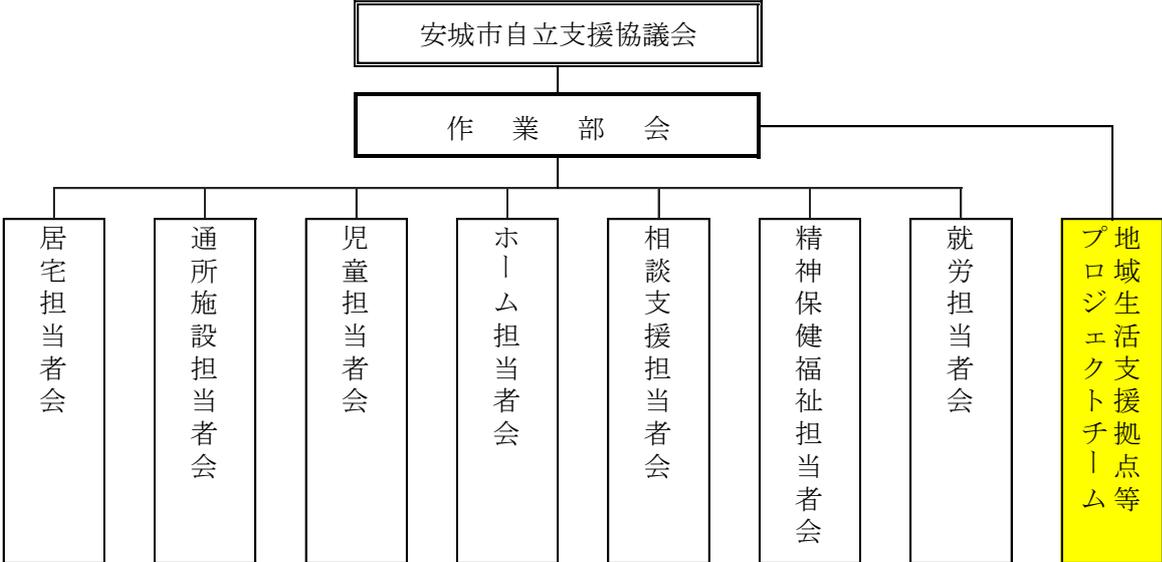
- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成30年5月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 自立支援協議会の体系と各組織の役割

## 1 体系



## 2 構成員

		開催時期	構成事業所等	内容
作業部会		毎月第4木曜日	作業部会長・副会長 各担当者会会長・副会長 PTリーダー、PTサブリーダー ふれあいサービスセンター、障害福祉課	地域の課題について検討
地域生活支援拠点等プロジェクトチーム		未定	市内社会福祉法人 作業部会代表 基幹相談支援センター、障害福祉課	地域生活支援拠点等原案作成
担当者会	居宅担当者会	毎月	居宅サービス提供事業所	テーマについて検討
	通所施設担当者会	偶数月	生活介護 日中一時支援 学校	
	児童担当者会	奇数月	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援(児童対象) 療育センター 保健センター 学校(ケースの内容により出席を依頼)	
	ホーム担当者会	奇数月	グループホーム	
	相談支援担当者会	毎月	指定特定相談支援 障害児相談支援 基幹相談支援センター	
	精神保健福祉担当者会	奇数月	就労継続支援B型 指定特定相談支援 地域活動支援センター 衣浦東部保健所 各病院PSW 安城若者サポートステーション	
	就労担当者会	偶数月	就労移行支援 就労継続支援A型、就労継続支援B型 障害者就業・生活支援センター 学校	

※ 担当者会には、ふれあいサービスセンターと障害福祉課も出席する。

## 平成27年度 第4次安城市障害者計画進捗結果 (計画期間 H27～H32)

基本理念 わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～

評価 ○：年度目標達成

△：実施中であるが達成せず

×：着手できず

－：平成27年度実施なし

分野	基本施策	推進施策	施策数	○	△	×	－
1 啓発・広報	1-1 福祉のこころの啓発	1-1-1 啓発・広報活動の推進	6	4	2	0	0
		1-1-2 障害と障害者理解の促進	5	5	0	0	0
	1-2 地域福祉の推進	1-2-1 地域福祉活動の推進	5	4	0	0	1
		1-2-2 ボランティアの育成	2	2	0	0	0
		1-2-3 ボランティア活動への支援	4	4	0	0	0
上段：施策数			21	19	2	0	
下段：割合(%)			100	90.5	9.5	0.0	
2 生活支援	2-1 生活支援サービスの充実	2-1-1 サービスの質の向上	3	3	0	0	0
		2-1-2 訪問系・日中活動系サービスの充実	5	4	0	0	1
		2-1-3 居住系サービスの充実	2	2	0	0	0
		2-1-4 移動の支援	5	5	0	0	0
	2-2 経済的支援	2-2-1 各種福祉手当の支給	2	2	0	0	0
		2-2-2 各種助成制度や利用料の減免	3	3	0	0	0
	2-3 スポーツ・文化芸術活動の推進	2-3-1 スポーツ活動の推進	3	3	0	0	0
		2-3-2 文化芸術活動の推進	3	3	0	0	0
		2-3-3 参加しやすい環境づくり	3	3	0	0	0
	28 28 0 0			100	100.0	0.0	0.0
3 生活環境	3-1 安全・安心のまちづくり	3-1-1 防災対策の推進	8	6	1	1	0
		3-1-2 緊急時の情報の発信	2	2	0	0	0
		3-1-3 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施	2	2	0	0	0
	3-2 人にやさしいまちづくり	3-2-1 人にやさしい施設の整備	3	3	0	0	0
		3-2-2 住まいの充実	2	2	0	0	0
	17 15 1 1			100	88.2	5.9	5.9
	4 療育・教育・子育て	4-1 子ども発達支援の充実	4-1-1 乳幼児健康診査等の充実	5	5	0	0
4-1-2 療育相談の充実			2	2	0	0	0
4-1-3 情報交換、協力体制の充実			3	2	1	0	0
4-1-4 療育体制の推進			3	2	1	0	0
4-2 子育て支援の充実		4-2-1 統合保育・交流保育の推進	2	2	0	0	0
		4-2-2 子育て支援の充実	4	3	0	0	1
4-3 インクルーシブ教育の推進		4-3-1 特別支援教育の推進	4	2	2	0	0
	4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築	7	7	0	0	0	
	4-3-3 進路指導の充実	3	3	0	0	0	
32 28 4 0			100	87.5	12.5	0.0	
5 雇用・就労	5-1 一般就労機会の拡大	5-1-1 雇用・就労の啓発・広報	4	4	0	0	0
		5-1-2 雇用・就労の支援	4	4	0	0	0
	5-2 福祉的就労の支援	4	4	0	0	0	
	5-3 就労相談・情報提供	5-3-1 相談支援体制の充実	3	3	0	0	0
		5-3-2 創業・起業等の支援	3	2	0	0	1
17 17 0 0			100	100.0	0.0	0.0	
6 保健・医療	6-1 障害の原因となる疾病の予防	6-1-1 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	3	3	0	0	0
		6-1-2 介護予防の推進	1	1	0	0	0
	6-2 医療サービスの実施	6-2-1 地域医療の促進	2	1	0	0	1
		6-2-2 自立支援医療と医療費の助成	3	3	0	0	0
8 8 0 0			100	100.0	0.0	0.0	
7 相談・情報提供	7-1 相談・情報提供の充実	7-1-1 相談窓口の充実	4	4	0	0	0
		7-1-2 情報提供の充実	5	5	0	0	0
	7-2 意思疎通支援体制の充実	7-2-1 意思疎通支援事業等の充実	4	4	0	0	0
		7-2-2 ICTへの対応	2	2	0	0	0
	7-3 権利の擁護	7-3-1 障害を理由とする差別の解消の推進	2	2	0	0	0
		7-3-2 権利擁護の推進	4	4	0	0	0
21 21 0 0			100	100.0	0.0	0.0	
			149	136	7	1	5
			100	91.3	4.7	0.7	3.4

×の項目

基本施策	NO	具体的内容	H27目標	実施状況	備考
3-1 安全・安心のまちづくり	1	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	設置者へ必要な物資を働きかける。	必要物資の照会を危機管理課が行いましたが、物資の配備に至りませんでした。	

△の項目

基本施策	NO	具体的内容	H27目標	実施状況	備考
1-1 福祉のこころの啓発	1	広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。	広報等を通じて障害者週間をPRし、住民の理解・啓発を図る。	広報での特集記事は掲載できませんでした。ただ、障害者差別解消法の周知については広報あんじょう3月15日号に掲載しました。	今年度特集記事用の枠を確保済み
	5	障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。	広報へ特集記事の掲載	広報あんじょう11月15日号にて障害者週間の周知を行いました。特集記事は前年度に27年度特集記事についての調整がされていなかったため見合わせました。	今年度特集記事用の枠を確保済み
3-1 安全・安心のまちづくり	56	避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。	必要な備品の情報収集を行い計画的に配置するよう努める。	障害者の団体とワークショップを行い情報収集を行った。	ワークショップでの情報をもとに必要な備品の数量を検討する。
4-1 子ども発達支援の充実	77	生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	協議継続中のため
	79	(仮称)子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を推進します。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	協議継続中のため

基本施策	NO	具体的内容	H 2 7 目標	実施状況	備考
4-3 インクルーシブ 教育の推進	89	教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭教育 相談員・臨床心理士等の相談時間の 拡大に努め、教育センターでの相談の 充実を図ります。 また、「(仮称)子ども発達支援セン ター」の整備にあわせて事業の連携を 図ります。	子ども発達支援 センターの整備 にあわせ協議	実施	事業連携について協 議継続のため
	90	保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園 において、就学前児童(5歳児)の就 学相談が実施できる体制を維持しま す。 また、「(仮称)子ども発達支援セン ター」の整備にあわせて事業の連携を 図ります。	子ども発達支援 センターの整備 にあわせ協議	実施	事業連携について協 議継続のため

### 一の項目

基本施策	NO	具体的内容	H 2 7 目標	実施状況	備考
1-2 地域福祉の推進	15	地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地 域の子ども会への参加がしづらい状況 にあるため、子ども会の関係者(指導 者を含む)に対して、受入れの理解を 図ります。また、障害児の保護者へ積 極的な参加を働きかけます。	当事者及び関係 者から相談があ った場合、関係機 関へ協力の依頼 を行う。	当事者及び関係者か らの相談はありません でした	
2-1 訪問系・日中活 動サービスの充 実	29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サー ビスの提供ができるように、基準該当障 害福祉サービスの実施について、協 議・検討していきます。	障害福祉課の求 めに応じ協議しま す。	平成27年度は、協議 の機会はありません でしたが、必要に応じ て協議していきます。	
4-2 子育て支援の充 実	85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不 自由の児童生徒が、学校生活におい て、一時的に保護者の付添いができな い場合は、介護員を派遣し、通学の維 持を図ります。	必要に応じて事 業の実施	今年度実施依頼があ りませんでした	
5-3 就労相談・情報 提供	119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応 するため、保護者、社会福祉法人、N PO法人等による小規模作業所等の設 立に対して、空き店舗等の活用を含 め、身近な場所におけるサービス拠点 の整備を支援します。	必要に応じて設 立支援のための 補助制度の検 討。	27年度は設立に伴う 相談・協議はありま せませんでした。	
6-2 医療サービスの 実施	124	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したとき に、普段から障害のある人を理解して いるサービス提供事業者が支援員を派 遣し、医療施設内での意思疎通を図 るサービスについて、意思疎通支援事 業として実施します。	事業開始	27年度依頼がな かった為、実施してい ません	

第4次安城市障害者計画				★は新規事業、◎は拡充事業							
分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第1章 啓発・広報	1 福祉のこころの啓発	(1) 啓発・広報活動の推進	No.1◎	広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別的禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。	広報等を通じて障害者週間をPRし、住民の理解・啓発を図る。	広報での特集記事は掲載できませんでした。ただ、障害者差別解消法の周知については広報あんじょう3月15日号に掲載しました。	△	△	今年度特集記事用の枠を確保済み	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	障害福祉課
				広報へ特集記事の掲載することにより住民への理解、啓発に努める。	グループホームについての特集記事を掲載して啓発に努めた。	○		社会福祉協議会(総務課)			
			No.2	障害者団体の活動の周知 障害者団体の活動を活性化させるため、団体のリーフレットを配布し、その活動等の周知に努めます。	手帳取得者に対し、各団体のPRチラシを配布する。	手帳の案内に各団体のPRチラシを同封している	○	○		障害福祉課	
					障害者団体のリーフレット等を福祉センターの窓口等に設置する。	配置依頼のあった障害者団体の印刷物については配置している。	○		社会福祉協議会		
			No.3	社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 地区社会福祉協議会が行っている地域住民に向けた「地区社協だより」の発行や勉強会の開催等により、障害者理解の促進に努めます。また、ボランティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座を開催します。	出前講座の実施	年4回実施し、219名が受講されました。	○	○		障害福祉課	
					地区社協だよりの発行や勉強会を開催する。 ボランティア連絡協議会による要援護者サポートブック出前講座の支援とPRの機会提供に協力します。	ボランティア連絡協議会による出前講座のPRをマッチング交流会で行い、4件依頼があり、実施した。	○		社会福祉協議会(総務課)		
			No.4	グループホームの整備への理解促進 市と事業者が連携し、グループホームの整備について地域の理解と協力を促進します。	施設整備計画に基づき、関係事業者へ働きかける。	1法人で前向きに検討中	○	○		障害福祉課	
No.5	障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。	広報へ特集記事の掲載	広報あんじょう11月15日号にて障害者週間の周知を行いました。特集記事は前年度に27年度特集記事についての調整がされていなかったため見合わせました。	△	△	今年度特集記事用の枠を確保済み	障害福祉課				
No.6	障害者マークの普及 「耳マーク」「ハートプラスマーク」等、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口に「耳マーク」等を配置し、対応窓口であることを示します。	必要に応じてホームページを修正し周知に努める。	引き続きホームページで周知を勤めている	○	○		障害福祉課				

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課	
第1章 啓発・広報	1	(2) 障害と障害者理解の促進	No.7	学校における福祉教育の充実 優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。	福祉教育実施支援のため、助成や学習内容の相談・支援対応、ボランティア体験プログラムなど引き続き実施します。	目標どおり実施	○	○			社会福祉協議会 (総務課)	
					ボランティア体験や福祉体験等、学校における福祉教育の充実に努める。	実施	○				学校教育課	
			No.8	特別支援学校との交流の支援 特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めます。	特別支援学校との交流を通して、障害のある人への理解に努める。	実施	○	○				学校教育課
					特別支援学校との交流についても、福祉学習相談において引き続き対応します。	継続	○					社会福祉協議会 (総務課)
			No.9	地域における福祉教育の推進 地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。	住民が福祉活動へ参加体験する機会が増えるよう、福祉委員会活動への参加を働きかける。	継続	○	○				社会福祉協議会
					出前講座・市民企画講座等での福祉に関する講座の実施を促進する。	・出前講座には福祉に関するメニューを設置 ・市民企画講座では児童・高齢者福祉に関する講座を開催	○					生涯学習課
					ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努める。	ニーズに応じた出前講座を実施し、福祉教育の推進に努めました。	○					障害福祉課
			No.10	ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。	地域住民との交流を深めるため、引き続き公民館まつり等に参加を働きかける。	自立支援協議会の下部組織である就労担当者会で周知及びとりまとめを行いました。	○	○				障害福祉課
					福祉センターまつりで障害者が運営する自主製品の販売やイベントのコーナーを設けたり、福祉体験コーナーなどを設ける。	継続	○					社会福祉協議会
			No.11	福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるため、「福祉まつり」等の開催を支援します。	団体コーナーの場を設け、施設や当事者団体のPRに努める。	福祉まつりの開催の支援を行いました	○	○				障害福祉課
					「福祉まつり」等を開催し、福祉への理解を深める機会を提供します。	継続	○					社会福祉協議会 (総務課)

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第1章 啓発・広報	2	(1)地域福祉活動の推進	No.12	住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員、町内会関係者が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行うとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。	地域包括ケアシステムを構築します。	「あんジョイプラン7」に基づき、町内会や民生委員・児童委員など福祉の関係者からなる福祉委員会や地区社協、福祉の専門職による会議や研修を行いました。	○	○			社会福祉課
					民生委員への勉強会への参加やボランティア連絡協議会への出前講座の委託などを行い、地域での支援が行えるようこれら組織との協働に努める。	全地区の民生委員の勉強会に参加し、障害福祉サービスの制度や、障害者差別解消法の概要を説明することで、地域における障害者支援の理解を深める一助となりました。	○		障害福祉課		
					町内会が地域福祉活動の充実に向けた取り組みを進めることができるよう継続して支援を行う。	市民活動センター登録団体のうち福祉分野の団体登録数：127団体	○		市民協働課		
					福祉委員会の育成を通して、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、住民相互の助け合いを進める。	継続	○		社会福祉協議会		
			No.13	社会資源の改善、開発 地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、自立支援協議会において、福祉課題に取り組みます。 また、その中で、医療、介護、福祉が連携して支える仕組みづくりを検討・協議します。	地域での福祉課題の解決に向け、自立支援協議会を有効活用する。	自立支援協議会、作業部会、各担当会において、社会資源の問題や支援の質の向上等について協議を行いました。また、医療機関の担当者にも参加いただくことで、顔の見える関係づくりに繋がりました。	○	○	障害福祉課		
					地域の福祉課題について、自立支援協議会で協議を進める。	継続	○		社会福祉協議会 (総務課)		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第1章 啓発・広報	2 地域福祉の推進	(1) 地域福祉活動の推進	No.14	地域見守り活動事業の推進 障害のある人の生活を支援するため、交流活動や災害時要援護者支援制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。	地域包括ケアシステムを構築します。	社会福祉協議会による支援のもと、市内60の町内福祉委員会で「地域見守り活動推進事業」を展開できました。	○	○			社会福祉課
				地域見守り活動推進事業の全町への展開を進め、その活動を支援する。	新規指定町内福祉委員会 12町内 累計 60町内福祉委員会	○			社会福祉協議会		
			No.15	地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実 特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者（指導者を含む）に対して、受入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。	子ども会理事や役員の会議等で受け入れの理解を図る。	例年通り引き続き保護者の付き添いの下受け入れています。	○	-		生涯学習課	
				当事者及び関係者から相談があった場合、関係機関へ協力の依頼を行う。	当事者及び関係者からの相談はありませんでした	-	障害福祉課				
		No.16	町内公民館等のバリアフリー化の支援 障害のある人の地域活動への参加を促進するため、町内公民館等身近な地域活動の拠点となる施設のバリアフリー化の推進を支援します。	公民館等の建設、改修の負担軽減に繋がる補助事業の周知、啓発を行う。	トイレの洋式化：2件	○	○		市民協働課		
				(2) ボランティアの育成	No.17	ボランティア講座の充実と参加促進 社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを検討するほか、地域においても講座の開設を行います。	ニーズに応じたボランティアの養成及びスキルアップ講座を計画・実施し、ボランティア活動への参加を啓発します。	継続	○	○	
		No.18	ボランティアの育成 手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナーを開催し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。	計画的に各種の支援ボランティアを養成します。		継続	○	○		社会福祉協議会 (総務課)	
		No.19	(3) ボランティア活動への支援	ボランティア活動の場の提供 ボランティア活動の場として、社会福祉会館や各福祉センター、市民活動センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉会館、各福祉センターのボランティア室や会議室等を提供します。	継続	○	○		社会福祉協議会 (総務課)	
				事業の継続	市民活動センター利用者数：22,842人	○	市民協働課				
		No.20	ボランティア情報の提供 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、ボランティアに関する情報を集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。	ボランティア活動に関する情報を収集し、適宜相談者や市民に発信します。	メーリングリストを作成し、希望者には随時情報を提供した。	○	○		社会福祉協議会 (総務課)		
				事業の継続	市民活動センター情報誌の発行：4回	○		市民協働課			

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第1章 啓発・広報	2	(3) ボランティア活動への支援	No.21	ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口では、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを実施します。	ボランティア相談窓口を開設し、ボランティア活動をしたい人と、ボランティア活動者を求める人とのマッチングや希望の活動についての相談に対応します。	活動希望62件、派遣希望120件、情報提供102件、助言指導4件、その他1件に対応した。	○	○			社会福祉協議会 (総務課)
				事業の継続	相談件数：96件	○		市民協働課			
			No.22	ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。	事業の継続	申請件数：83件	○	○			市民協働課
第2章 生活支援	1	(1) サービスの質の向上	No.23	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	各担当会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努める。	各担当会で連携を図り、勉強会などを開催し質の向上に努めました。	○	○			障害福祉課
				自立支援協議会を通して、連携を図るとともに、質の向上に向けて情報交換、勉強会を行う。	継続	○		社会福祉協議会 (総務課)			
			No.24	サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	事業者へ、第三者機関評価を受けるよう周知する。	引き続き周知に努めました	○	○			障害福祉課
			No.25	苦情相談窓口の周知 障害のある人が安心してサービスを利用するため、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	各事業者へ苦情解決制度や窓口の周知に努める。	制度や窓口の周知に努めました	○	○			障害福祉課
				苦情相談窓口の案内を掲示します。	苦情相談窓口の案内を掲示しています。	○		社会福祉協議会			
			No.26	訪問系サービスの充実 居宅介護等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図り、障害特性を理解した適切な支援ができるよう、サービス提供事業者に対して積極的に研修の受講を勧めます。また、多動性等行動障害に対応できる人材が不足しているため、サービス提供事業者に働きかけ、その確保・養成に努めます。	各種研修案内を事業者へ周知し、研修の参加を働きかける。	研修案内の周知しました。 また、各担当会において勉強会を実施しました。	○	○			障害福祉課
No.27	日中活動系サービスの充実 生活介護や就労系サービスについては、さらなる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。同時に、さまざまな法人の事業所が参入しており、県と協力して良質なサービスが提供されるよう指導していきます。	事業者の拡充・参入を働きかけるとともにサービスの質の維持向上のため、県の監査の同行や市の監査を実施する。	自立支援協議会の作業部会において働きかけました。 県の実地指導に同行し、監査を実施しました。	○	○			障害福祉課			

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第2章 生活支援	1 生活支援サービスの充実	(2) 訪問系・日中活動系サービスの充実	No.28 ◎	地域活動支援センターの充実 精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターにおいて、精神に障害のある人の創作的活動を行うとともに、相談支援事業を併せて実施します。また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。	事業の継続実施とI型として理解促進を図るための普及啓発を実施する。	プログラム活動において、利用者が町内清掃や、チラシ配布等のボランティア活動を行うことで、地域における精神に障害がある方への理解促進に繋がりました。	○	○			障害福祉課
			No.29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	障害福祉サービスが慢性的に不足する場合に、基準該当サービスが認められる介護保険サービスについて協議します。	障害福祉サービスの慢性的な不足はありませんでした。	○			障害福祉課	
				障害福祉課の求めに応じ協議します。	平成27年度は、協議の機会はありませんでしたが、必要に応じて協議していきます。	—	—		高齢福祉課		
			No.30	運営費補助の実施 重症の心身障害のある人が利用できるサービスを確保するため、事業所に対して、運営費補助を実施します。	事業の継続実施	2事業に対して運営費補助を行いました。	○	○		障害福祉課	
		(3) 居住系サービスの充実	No.31	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。	施設整備補助の継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○		障害福祉課	
			No.32 ★	地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	圏域及び自立支援協議会での協議	西三河南部西圏域6市の担当者による意見交換会を開催し、圏域における方向性を統一することができました。また、その内容を自立支援協議会で報告しています。	○	○		障害福祉課	
			(4) 移動の支援	No.33	福祉タクシーの利用助成 通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○		障害福祉課
		No.34		あんくるバスの利用助成 障害のある人の社会参加促進のため、あんくるバス(市内循環バス)の運賃の助成(無料化)を実施します。また、運行経路やダイヤの見直しを必要に応じ実施します。	65歳未満の新規手帳取得者に対し無料シールの配布	今年度も継続実施を行いました	○			障害福祉課	
				ルート等見直し後の再編評価の実施や利用者等の意見を参考に今後の見直しの必要性等について研究する。	再編後の利用状況の変化を把握するために再編評価業務を実施し、乗込み調査による利用実態の把握を行った。	○	○		都市計画課		
		No.35	団体へのガイドヘルパーの派遣 視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○		障害福祉課		

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第2章 生活支援	1 充実 生活 支援 サー ビス	(4) 移動 の支 援	No.36	中途視覚障害者歩行訓練の実施 日常生活の自立や社会参加を促進するため、途中で視覚障害を持った人を対象に、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
			No.37	車いす等の貸与 市内在住の人、市内の福祉関係者等を対象に、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	車いす移送車を全福祉センターに配備する。	明祥地区にも車いす移送車を配備することができ、全福祉センターに配備できた	○	○			社会福祉協議会
			No.38	各種福祉手当の情報提供 障害者手帳の所持者が年々増加傾向にある中で、受給資格者に対し不利益が生じないように、手続きについての確実な情報提供を行います。	サービスの提供維持に努める。	手帳を受け取る際に該当する手当の周知を行っています	○	○			障害福祉課
	2 経済 的支 援	(1) 各種 福祉 手当 の支 給	No.39	各種福祉手当の支給 障害のある人の生活を支援するため、市単独の障害者扶助料を初め、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。	サービスの維持に努める。	サービスの維持に努めました	○	○			障害福祉課
			No.40	各種助成・貸付制度の利用啓発 市、国や県における生活福祉資金貸付事業や、住宅リフォーム補助事業等の各種助成・貸付制度の啓発を行い、必要な方に支援をします。	より多くの人に貸付事業をPRして、利用者の増加に努めます。	継続	○	○			社会福祉協議会 (総務課)
					サービスの提供維持に努める。	4件の申請があり、年度内に3件の工事が完了している。	○				障害福祉課
			No.41	施設の利用料減免 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料を減免します。	障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料を減免する。	実施（プラネタリウム）	○	○			生涯学習課
					継続実施	継続実施	○				スポーツ課
			No.42	割引制度の事務の支援と制度啓発 有料道路通行料割引等各事業者が実施する割引制度の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。	適切な事務の実施。	窓口での申請に対し適切に事務を実施しました	○	○			障害福祉課
	進3 スポ ーツ ・文 化 芸 術 活 動 の 推 進	(1) スポ ーツ 活 動 の 推 進	No.43	情報提供の充実 障害のある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるように地域のスポーツ交流会等を紹介したり、参加状況等の情報提供を充実するよう努めます。	スポーツ交流会の参加状況など情報提供に必要な情報の収集に努めます。	情報収集に努めた	○	○			スポーツ課
			No.44	スポーツ活動への参加促進 体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。	継続実施	継続実施	○	○			スポーツ課
			No.45	激励金制度の実施 障害の有無に関係なく、市や県を代表して全国大会等へ出場する人への激励金制度を実施します。	継続実施	継続実施	○	○			スポーツ課

分野	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第2章 生活支援	3	(2)文化芸術活動の推進	No.46	障害者社会参加促進事業の実施 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者作品展等を実施します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
			No.47	心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自活する能力を養うため、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
			No.48	障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 障害のある人が生きがいがつくりができるよう、社会参加支援事業（講座型）を実施します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
					総合福祉センターで障害者講座を開催する。	13講座、延べ2,477人参加	○		社会福祉協議会		
			No.49	文化・体育施設的环境整備 公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行い、参加しやすい環境を維持します。	公共施設における、エレベーター、スロープや車いすの設置を行う。	実績なし（改修時に実施する。）	○	○			生涯学習課
					継続実施	継続実施	○		スポーツ課		
No.50	講座等への手話通訳者等の配置 市が主催する講座等を開設するときは、必要に応じて手話通訳者等を配置し、障害のある人の生涯学習への参加を促進します。	必要に応じて、市民大学・家庭教育講演会等での手話通訳等の配置を行う。	市民大学・家庭教育講演会にて手話通訳及び要約筆記を行った。	○	○			生涯学習課			
No.51	特別支援学校へのイベント情報の提供 スポーツやレクリエーションの情報を、特別支援学校に提供し、学校の協力を得て保護者へ参加を呼びかけていきます。	あんぶくまつりや就労講演会のPRチラシの配布の実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課			
第3章 生活環境	1	(1)防災対策の推進	No.52	災害時要援護者支援制度の推進 市広報紙やまちかど講座等を通じて災害時要援護者支援制度の普及啓発を行い、登録の推進に努めます。	制度の啓発を行います。	まちかど講座の実施を予定していたが要望がなかったため実施に至らなかった。登録の推進については民生委員を通じ対象者の拡大に努めました。	○	○			社会福祉課
					要援護者の情報提供に努める。	情報提供に努めました。	○		障害福祉課		
			No.53	防災活動の推進と障害者の参加促進 災害時における要配慮者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障害のある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。	自主防災組織及び要配慮者に対し、地域の防災活動への要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努める。	総合防災訓練にて、要配慮者の参加の必要性について啓発活動や情報提供に努めた。	○	○			危機管理課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第3章 生活環境	1 安全・安心 のまちづくり	(1) 防災対策 の推進	No.54 ★	福祉避難所における訓練の実施 福祉避難所において、要配慮者が参加する災害時訓練を実施します。実施にあたっては、企画段階から障害のある人等の参加を得ていきます。	各福祉センターへ関連情報や事例などの情報提供に努める。	総合防災訓練(福祉避難所の開設訓練)のワークショップを開催し、関連情報や事例などの情報提供に努めた。	○	○			危機管理課
					主催者の求めに応じ情報提供に努める。	必要に応じ情報提供できるよう準備した	○			障害福祉課	
					福祉避難所開設・運営訓練を実施します。	安城市総合防災訓練と連携して、総合福祉福祉センターにて福祉避難所開設・運営訓練を実施しました。	○			社会福祉課	
					要配慮者の参加する福祉避難所運営訓練を実施し、福祉避難所運営マニュアルを要配慮者目線で見直す。	総合福祉センターにて福祉避難所開設訓練を実施した 要援護者 42人、介護者 18人、ボランティア 25人、施設職員等 21人、市職員避難所特命者 1人、衣浦東部保健所職員 2人、人工呼吸器講師 1人、危機管理課職員・社協職員 20人 合計 130人参加	○			社会福祉協議会	
			No.55	家具転倒防止事業の推進 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。	事業の継続実施	今年度も継続実施を行いました	○		○		障害福祉課
					事業の継続実施	事業の継続実施を行った。 自主防災組織(東端、古井住宅)の2団体が実施した。	○				危機管理課
			No.56	避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。	設置者へ配慮を働きかける。	配慮を働きかけました	○		△		障害福祉課
					必要な備品の情報収集を行い計画的に配置するよう努める。	障害者の団体とワークショップを行い情報収集を行った。	△			ワークショップでの情報をもとに必要な備品の数量を検討する。	危機管理課

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課			
第3章 生活環境	1	(1) 防災対策の推進	No.57	避難所・避難場所の周知 障害のある人に一般避難所や福祉避難所等を周知するため、避難所・避難場所の広報・啓発を実施します。	情報弱者へ窓口などで周知に努める。	周知に努めました。	○	○			障害福祉課			
					関係課で受入体制を協議し、周知に努めます。	福祉避難所開設・運営訓練に関する報告会を実施するとともに、社協広報紙を通じて訓練の状況などの周知に努めました。	○				社会福祉課			
					福祉避難所運営訓練の結果を記事にして社協だよりに掲載するなど、啓発に努める。	社協だよりに福祉避難所開設訓練の内容を特集記事にて掲載	○				社会福祉協議会			
					マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努める。	マップ、広報、ホームページ等いろいろな媒体を活用して広報・啓発に努めた。	○				危機管理課			
				No.58	サービス提供事業者における防災対策の促進 障害のある人の安全を確保するために、サービス提供事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検等災害対策の推進について指導します。	事業者へ、協力を働きかける。	協力を依頼しました	○	○			障害福祉課		
				No.59 ◎	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	必要な物資及び備蓄場所などについて施設と協議し、順次配備していく。	施設部会にて必要な物資を協議した。	△	×	必要な物資の数量及び備蓄場所への保管が可能かを検討する。			危機管理課	
						設置者へ必要な物資を働きかける。	必要物資の照会を危機管理課が行いましたが、物資の配備に至りませんでした。	×					引き続き、危機管理課へ働きかけを行い、特定福祉避難所への物資の配備を進めます。	障害福祉課
				(2) 緊急時の情報の発信	No.60	緊急時の情報提供 緊急時の情報発信として、インターネットFAXや防災ラジオ等の普及を図り、災害時における被害の軽減に努めます。	事業の継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○				障害福祉課
							事業の継続実施	事業の継続実施を行った。 H27防災ラジオ販売数… 3,752台	○					危機管理課
						No.61	徘徊的障害者（児）家族支援事業の実施 徘徊の症状がみられる知的障害のある人に対して、所在が不明となったときに備え、徘徊的障害者（児）家族支援事業を実施します。	事業の継続実施	今年度も継続実施を行いました					○

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課	
第3章 生活環境	1 安全・安心のまちづくり	(9) 消費者・交通ブアル全の教育防止と実施	No.62	消費者トラブルの防止と被害からの救済 障害のある人が、悪質商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口へつなげていきます。	情報弱者に対し適切な相談窓口へつなげる。	必要な方に対し適切な相談窓口を案内しました	○	○			障害福祉課	
				悪質商法等に関する情報収集と啓発物等を活用した情報発信 消費生活センターや日本司法支援センターとの連携	市ホームページや広報、啓発チラシにより事業の周知を実施。	○	商工課					
			No.63	交通安全教育の実施 障害のある人が、交通事故等に遭うことがないよう、交通安全教育を実施します。	特別支援学校での交通安全教室の実施	特別支援学校での交通安全教室の実施	○	○				市民安全課
	2 人にやさしい施設の整備	(1) 人にやさしい施設の整備	No.64	公共施設のユニバーサルデザインの推進 公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。	新設時にユニバーサルデザインによる設計を検討する。	みのわ保育園実施設計 コミュニティ住宅実施設計	○	○				施設保全課
				交通環境のユニバーサルデザインの推進 歩道等の維持・改修時には、県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に沿ったユニバーサルデザインを推進します。また、公共交通機関の事業者へ施設の改善を働きかけます。	条例等に沿ったユニバーサルデザインの推進	新安城駅南駐車場をユニバーサルデザイン化して建設	○					維持管理課
					事業の継続実施	歩道整備 市道 北歌口八幡線ほか 2路線 L=803.3m	○					土木課
					バリアフリー化が完了していない市内の鉄道駅は南安城駅のみであるため、鉄道事業者に対し継続的に駅施設の改善を働きかけます。	名鉄南安城駅のバリアフリー化を推進するため、エレベーター設置に関して鉄道事業者働きかけを行った。	○					都市計画課
	(2) 住まいの	No.66 ★	障害者用トイレの多機能化の推進 公共施設を新設するときには、オストメイト対応トイレの設置に努めます。また、必要に応じて大人用のオムツ換えや着替え等に利用できるベッドの設置に努めます。	新設時に障害者用トイレの多機能化について検討する。	(仮称)明祥地域複合施設建設主体工事 安城北部小学校屋内運動場改築工事	○	○				施設保全課	
			No.67	市営住宅のバリアフリー化の推進 障害のある人の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。	住戸内の段差解消工事などを実施する。	大山田東住宅：12戸 飛越住宅：13戸	○	○				建築課

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第3章 生活環境	2 住まいの充実	(2)	No.68	リフォームヘルパー派遣事業の実施 リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的なアドバイスを行う等、障害のある人へ適切な住宅改修ができるよう支援します。	リフォームヘルパーを派遣して、住宅改修に関する相談、助言等のサービスを行います。	住宅改修に伴い、必要に応じてリフォームヘルパーを派遣しました。 高齢者宅へ15件	○	○			高齢福祉課
				事業の継続実施	4件の申請があり、年度内に3件の工事が完了している。	○		障害福祉課			
第4章 療育・教育・子育て	1 子ども発達支援の充実	(1) 乳幼児健康診査等の充実	No.69	乳児家庭全戸訪問の実施 生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減および育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげていきます。	継続実施	実施済	○	○			健康推進課
			No.70	乳幼児健康診査の実施 乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	継続実施	実施済	○	○			健康推進課
			No.71	相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	継続実施	実施済	○	○			健康推進課
			No.72	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施 育児不安や発達に心配のある親子に対し、療育センターや関係機関と連携して集団指導を実施します。	継続実施	実施済	○		健康推進課		
					事業の継続実施	1歳6ヶ月健診事後指導「親子教室」に療育センター職員参加。	○	○	子ども課		
			No.73	発達障害の早期発見 3歳児健康診査までに発達障害が見つからない場合に対処するため、幼稚園・保育園での健康診断や保育士等の気づき、保育カウンセラーによる園訪問、さらには、就学時の健康診断、小学校のスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、発達障害のある児童の早期発見と指導に努めます。	保育カウンセラー訪問 臨床心理士 64回 作業療法士 30回 実施	保育カウンセラー訪問 臨床心理士 68回 作業療法士 30回 実施	○	○	子ども課		
					継続実施	実施	○		学校教育課		
No.74	(2) 療育相談の充実	相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。	相談時間を拡大	継続	○	○	子ども課				
			子ども発達支援センターの整備にあわせ、相談窓口について協議・検討。	継続	○		社会福祉協議会 (総務課)				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課	
第4章 療育・教育・子育て	1 子ども発達支援の充実	(2) 療育相談の充実	No.75	相談窓口の明確化 保健センター、子育て支援センター、療育センター、教育センター等で行う子どもの発達や療育に関する相談については、相談先がわかりやすいよう窓口の周知に努めます。また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備により、これらの窓口の統合や連携強化を推進します。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	平成30年度の開設に向けて、健康とやすらぎ本部会議において継続協議中	○	○			障害福祉課	
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	教育センターで相談を実施	○				学校教育課	
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	継続	○				子ども課	
					相談窓口の周知に努め、子ども発達支援センターの整備にあわせ連携強化などについて協議する。	相談フロー作成など相談体制を検討した。また、各機関との情報連携の課題の洗い出しや方法等の検討を行った。	○				子育て支援課	
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議を実施	○				健康推進課	
		(3) 情報交換、協力体制の充実	No.76	分野間の連携による支援体制の充実 療育担当者会や関係機関同士の情報交換会を開催することにより、保健・療育・教育の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。	療育関係機関連絡会年2回実施	6月と2月に実施	○	○				子ども課
					継続実施	実施済	○				健康推進課	
					継続実施	実施	○				学校教育課	
					療育担当者会に参加。	参加継続	○				社会福祉協議会(総務課)	
		No.77 ★	生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	平成30年度の開設に向けて、健康とやすらぎ本部会議において継続協議中	○	△					障害福祉課
				子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議を実施	○				健康推進課		
				子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	継続	○				子ども課		
				子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	△			協議継続中のため	学校教育課		
				相談支援を通して、成長の節目で支援が途切れないように努める。	継続	○				社会福祉協議会(総務課)		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課		
第4章 療育・教育・子育て	1	(3) 情報交換、協力体制の充実	No.78	各種子育て支援事業による育児不安の解消 各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、早期療育等へつながるよう、関係機関との連携を図ります。	子育てに関する講座や相談会を実施していく。相談内容により関係機関へ連携していく。	各機関と発達支援センターで実施する事業の検討をした。また連携方法の検討を行った。	○	○			子育て支援課		
				事業の継続実施	継続	○			子ども課				
				継続実施	実施済	○			健康推進課				
		(4) 療育体制の充実	No.79 ★	(仮称) 子ども発達支援センターの整備 早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「(仮称) 子ども発達支援センター」の整備を推進します。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	平成30年度の開設に向けて、健康とやすらぎ本部会議において継続協議中	○	△			障害福祉課		
					子ども発達支援センターの整備の準備	建物（中央図書館）の改修基本計画を策定し、療育センター、サルビア学園等の規模等を検討した。	○			子育て支援課			
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	継続	○			子ども課			
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	△		協議継続中のため	学校教育課			
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	協議を実施	○			健康推進課			
					子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	継続（H30より実施予定）	○			子ども課			
		No.80 ★	保育所等訪問支援の実施 保護者からの依頼により、障害児支援に関する知識と指導経験のある保育士等が、保育園等を訪問し、集団生活に適応するための支援を必要とする子に、保育園等の担当職員と共に必要な支援について考え、個々の特性に合わせた助言をご家族に行います。	子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	継続（H30より実施予定）	○	○			子ども課			
				適切な事務の実施。	27年度1件依頼があり、適切な事務を実施しました	○			障害福祉課				
		No.81	臨床心理士による指導の実施 発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への保育カウンセラーによる園訪問、教育センターの臨床心理士による5歳児の支援を実施します。	子ども課臨床心理士 64回 教育センター 30回	子ども課臨床心理士 68回 教育センター 34回	○	○			子ども課			
				継続実施	実施	○			学校教育課				
		援2 の充実	2	(1) 統合保育・交	No.82	統合保育の推進 幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある児童もない児童も、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進します。	事業の継続実施	継続	○	○			子ども課

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第4章 療育・教育・子育て	2 子育て支援の充実	(1) 統合保育・ (2) 子育て支援の充実	No.83	交流保育の推進 障害のある児童とない児童とのふれあいを図るため、サルビア学園と保育園等の交流保育を推進します。	事業の継続実施	年間26回交流(市内公立保育園4園)	○	○			子ども課
			No.84	放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	継続実施していく	28年度から市内全ての児童クラブで4年生の受入れができるように準備をした。	○	○			子育て支援課
			No.85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	必要に応じて事業の実施	今年度実施依頼がありませんでした	-	-			障害福祉課
			No.86	放課後等デイサービスの充実 放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。	サービスの質・量の充実について協議を継続	今年度新たに市内4事業所が増加し、質の充実と量の確保を図っています	○	○			障害福祉課
			No.87	ファミリー・サポート・センター事業の推進 障害のある児童の子育て支援活動を充実するため、援助会員の確保や研修の充実を図ります。	講習会や研修会の実施	会員に講習会(4回)や研修会(2回)を開催した。	○	○			子育て支援課
			3 インクルーシブ教育の推進	(1) 教育相談等の充実	No.88	関係機関の連携強化 保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	療育関係機関連絡会年2回実施	6月と2月に実施	○	○	
	継続実施	実施					○	学校教育課			
	引き続き連携強化を図っていく	年2回の開催で、連携強化を図りました					○	障害福祉課			
	No.89	教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭教育相談員・臨床心理士等の相談時間の拡大に努め、教育センターでの相談の充実を図ります。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。			子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	△	△	事業連携について協議継続のため	学校教育課	
	No.90	保育園等の就学相談支援体制の維持 全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童(5歳児)の就学相談が実施できる体制を維持します。 また、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。			子ども発達支援センターの整備にあわせ協議	実施	△	△	事業連携について協議継続のため	学校教育課	
					体制の維持及び子ども発達支援センターの整備にあわせ新たな連携の協議	継続	○			子ども課	
	No.91	卒業時の就学就労相談の充実 卒業時における就学・就労に関する相談の充実を図ります。	継続実施	実施	○	○			学校教育課		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
	3	(2)インクルーシブ教育システムの構築	No.92 ★	本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定 障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定します。	継続実施	実施	○	○			学校教育課
			No.93 ★	多様な学びの場の充実 教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。	継続実施	実施	○	○			学校教育課
			No.94 ★	合理的配慮の提供 合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。	継続実施	実施	○	○			学校教育課
			No.95	特別支援教育の体制の充実 特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会・情報交換会を実施し、必要な人材の確保に努め、さらに校内教育支援委員会等の研修を通じて広く周知します。	継続実施	実施	○	○			学校教育課
			No.96	通級指導の充実 障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。	継続実施	実施	○	○			学校教育課
			No.97	特別支援教育補助員事業の充実 個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、特別支援教育補助員には、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実を図ります。	継続実施	実施	○	○			学校教育課

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課			
	3	(2) インクルーシブ教育システムの推進	No.98 ★	学校施設のバリアフリー化の推進 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	改修時に、バリアフリー化を実施	安城北部小学校屋内運動場改築工事 安城南部小学校ほか校舎、屋内運動場トイレ改修工事 桜井中学校校舎北棟1階便所等改修修繕	○	○			教委総務課			
				事業の継続実施	学校体育館の建替え時に、バリアフリー化や防災倉庫、マンホールトイレの設置位置で工夫を図った。	○	危機管理課							
			(3) 進路指導の充実	No.99	学校・行政・職安の協力 障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。	継続実施	実施	○	○				学校教育課	
				No.100	職場見学・説明会等の実施 障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施します。	継続実施	実施	○	○				学校教育課	
				No.101	アフターケアの充実 就学後のアフターケアについては、市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡をとり、適切な支援の実施に努めます。	就学後は就労相談員を活用し、必要に応じて担当者会へつなげる。	各特別支援学校の卒業予定(見込)者数の把握に努めています。	○	○				障害福祉課	
						継続実施	実施	○					学校教育課	
第5章 雇用・就労	1 一般就労機会の拡大	(1) 雇用・就労の啓発・広報	No.102	多様な就労方法や技能取得制度の周知 テレワーク等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障害者就業・生活支援センターと連携して障害のある人の雇用を支援します。	技能習得制度のPRや障害者就業・生活支援センター主催の圏域会議に出席し連携強化を図り障、害のある人の雇用への支援に努める。	引き続き関係機関との連携に努めました	○	○			障害福祉課			
			No.103	企業等への制度の啓発 就労相談員の活動を通して障害のある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。	就労相談員の会議への参加や必要に応じて企業訪問の実施	豊川市の職業訓練校主催会議に出席しました。	○				○			障害福祉課
					市ホームページ等を通じた企業等への各種助成制度や障害者雇用率制度の周知	・市HPを通じて各種助成制度や障害者雇用率制度を周知。 ・障害者の情報誌を窓口に設置。	○							商工課
			No.104	障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の拡大に努めます。	自立支援協議会担当者会での啓発	今年度も継続実施を行いました。	○				○			

分野別	基本 施策	推進 施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課		
第5章 雇用・就労	1 一般 就労機会 の拡大	(1) 雇用・ 就労の 啓発・ 広報	No.105 ★	職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行 を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差 別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓 発に努めます。	法施行にあわせ、PRの実施。	広報紙に周知記事を掲載 しました。また、PRのた めの勉強会の講師を務め ました	○				障害福祉課		
				市ホームページ等を通じた法制度の周 知	・市HPを通じて各種助 成制度や障害者雇用率制 度を周知。 ・障害者の情報誌を窓 口に設置。	○	○		商工課				
		(2) 雇用・ 就労の 支援	No.106	就労移行支援の充実 就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時 に、サービスの質の確保に努めます。	自立支援協議会担当者会での参入や拡 大の働きかけや勉強会などで質の向上 に努める。	今年度も継続実施を行 いました。1事業所が就 労移行支援事業所を立ち 上げました。	○	○				障害福祉課	
				No.107	ジョブコーチ支援制度の周知 障害のある人と企業の間立ち、就業と生活の一 体的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活 用が図られるよう、制度の周知を行います。	西三河南部西就業・生活支援センター と連携し、支援の推進に努める。	引き続き関係機関との連 携に努めました。	○	○				障害福祉課
					No.108	職親制度の推進 知的障害や精神障害のある人を住み込みや通いで雇 用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度を推 進するため、職親の確保に努めるとともに、事業の 周知を行います。	職親制度の確保等に努める。希望者が ある場合はPRを実施。	今年度も継続実施を行 いました	○	○			
		No.109	市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行 います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大 等を検討します。そして、精神障害者についても業 務内容、採用方法、人材育成方法等について研究を 進めます。	職員採用候補者試験において身体障 害者を募集。雇用形態等の検討、精神障 害者の業務内容等の研究を進める。	平成21年度以降、障害 者の職員採用ができて いなかったが、平成27 年度職員採用候補者試 験（平成28年4月採用） において、2人採用す ることができた。 知的障害者の従事する業 務内容について継続的 に検討を行った。	○	○		引き続き、職員 採用候補者試験 において身体障 害者を募集。雇 用形態等の検 討、精神障害者 の業務内容等の 研究を進める。		人事課		
	2 福祉 的就労 の支援	No.110 ◎	自主製品の購入、市業務の委託 障害者優先調達推進法に基づき、市立保育園にお けるおやつとして自主製品を購入し、利用者の工賃 アップを支援します。また、ペットボトル、ビンの 選別作業等の市業務の一部を障害福祉施設へ委託 します。 そして、自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会 の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	優先調達法に基づき定めた基本指針に 基づき、目標値を設定する。	年度の目標値を設定し、 その達成に努めました	○	○				障害福祉課		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課
第5章 雇用・就労	2 福祉的就労の支援		No.111 ◎	就労系サービスの充実と事業者の質の確保 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。また、企業等に対し就労系サービス事業者への作業の発注を働きかけます。なお、事業者に対して、その質の確保を図るとともに、障害者差別解消法等の周知を図り、作業環境の改善を促進します。	自立支援協議会担当者会での参入や拡大の働きかけや勉強会などで質の向上に努める。	今年度も継続実施を行いました。	○	○			障害福祉課
			No.112	学校と相談支援事業所の連携 特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と相談支援事業所が連携します。	自立支援協議会担当者会において連携	各担当者会において連携しています。	○	○			障害福祉課
				卒業後の進路選択の支援について学校と連携して進める。	継続	○	社会福祉協議会 (総務課)				
	No.113	自主製品販路拡大への支援 障害のある人の働く場の確保や、就労系サービス事業所の自主製品販路拡大のため、必要に応じて商店街の空き店舗等の情報を提供します。また、市役所等においても、展示・販売の場を提供します。	市役所食堂にて販売場所の確保	引き続き市役所食堂を販売場所として確保しました	○	○			障害福祉課		
			若者の自立・就労支援施設による受け入れや中心市街地における商店街の空き店舗の情報提供	・若者の自立、就労支援施設による受け入れを実施。 ・中心市街地における商店街の空き店舗の情報を提供。	○		商工課				
	3 就労相談・情報提供	(1) 相談支援体制の充実	No.114	募集情報の提供、職業相談の実施 公共職業安定所と連携し、人材募集情報の提供や職業相談を実施します。	継続実施	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
			No.115	就労相談の推進 就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、職場との連携を図りながら、一般就労への支援や職場への定着を支援します。	就労相談員による就労相談や必要に応じた企業への訪問の実施	窓口での就労相談を実施しました	○	○			障害福祉課
			No.116	障害者就業・生活支援センターの利用促進 就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの利用が促進されるよう、新たに開設されたセンターの周知に努めます。	障害者就業・生活支援センターの周知に努める。	相談事項に対し、必要に応じてセンターの周知を行いました	○	○			障害福祉課
			No.117	(2) 創業・起業	仲間づくりの推進 創業・起業等に向けて、障害のある児童生徒の保護者の仲間づくりを、特別支援学校等と連携しながら進めます。	特別支援学校等連絡会議へ出席。	ケースに応じて、特別支援学校でのケース会議へ出席しました	○	○		

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第5章 雇用・就労	3	(2) 創業・起業等の支援	No.118	商工会議所等との連携とノウハウの提供 障害のある人の創業・起業を支援するため、商工会議所等と連携し、ノウハウの提供を行います。	就労講演会の実施	ハローワークの職員を講師に就労講演会を実施しました	○	○			障害福祉課
				商工会議所や金融機関と連携した支援や専門家による指導 信用保証料補助制度やチャレンジ融資 利子補給制度を紹介	市、商工会議所、金融機関と連携した支援体制を整備し、必要に応じて伴走型支援や各種補助制度の紹介を行っている。	○	商工課				
			No.119	小規模作業所等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	必要に応じて設立支援のための補助制度の検討。	27年度は設立に伴う相談・協議はありませんでした。	—	—	障害福祉課		
				若者の自立・就労支援施設による受け入れや中心市街地における商店街の空き店舗の情報提供	・若者の自立、就労支援施設による受け入れを実施。 ・中心市街地における商店街の空き店舗の情報を提供。	○	商工課				
第6章 保健・医療	1	(1) 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	No.120	特定健康診査等の実施 生活習慣による疾病予防や、疾病が進行し障害となることを防ぎ、健康づくりを支援するため、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を実施します。特定健康診査後は、健診結果により、特定保健指導等を実施します。	特定健康診査等の実施と、特定健康診査後の指導の実施	継続 特定健康診査、後期高齢者医療健康診査	○	○			国保年金課
				継続実施	特定健康診査受信者数 12,965人 後期高齢者医療 7,184人 特定保健指導開始人数 211人	○	健康推進課				
			No.121	健康診査の受診の促進 特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます。	特定健康診査等の普及啓発を図る。	継続 広報あんじょうや市ウェブサイトにて啓発記事を掲載。また、特定健康診査未受診者に受診勧奨通知を送付した。	○	○	国保年金課		
				継続実施	広報・市ホームページにて掲載 対象者に個人通知	○	健康推進課				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第6章 保健・医療	1 障害の原因となる疾病の予防	(1) 生活習慣病予防とこころの	No.122	こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	継続実施	広報「健康ガイド」に相談サービス情報を引き続き掲載 市ホームページにて健康コラムを引き続き掲載 健康イベント等で啓発品を配布	○	○			健康推進課
				保健所等から配布される資料や地域活動支援センターのチラシの設置。	今年度も継続実施を行いました	○		障害福祉課			
		(2) 介護予防の推進	No.123	高齢者の生活機能の維持向上 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。	改正された介護保険制度の下、介護予防事業の普及啓発を行い、介護予防事業等を実施します。	継続して、介護予防事業等を実施しました。	○	○			高齢福祉課
				事業の継続実施	施設型運動器機能向上教室 44人 総合型介護予防教室 73人	○		健康推進課			
				介護予防の実施。	継続	○		社会福祉協議会(総務課)			
	2 医療サービスの実施	(1) 地域医療の促進	No.124	かかりつけ医の促進 身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	事業所などを介して働きかける。	窓口対応時や事業所等からの働きかけを行いました	○	○			障害福祉課
				継続実施	広報折込チラシ、市ホームページにて掲載	○		健康推進課			
		No.125★	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思の疎通を図るサービスについて、意思疎通支援事業として実施します。	事業開始	27年度依頼がなかった為、実施していません	-	-			障害福祉課	
		(2) 自立支援医療と医療費の助成	No.126	自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を給付します。	更生医療、育成医療の適正な実施	前年度に引き続き、自立支援医療の適正な実施を行いました	○	○			障害福祉課
	精神通院医療費助成の適正な実施			進達件数（精神通院のみ） 新規 360件 更新 1,852件 変更 794件 県外転入 8件 再交付 32件 返納 37件	○		国保年金課				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第6章 保健・医療	施2	(2) 自立支援医療と医療費	No.127	医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	障害者及び精神障害者の医療費助成の適正な実施	受給者数 障害者 1,795人 精神障害者 2,023人	○	○			国保年金課
			No.128	難病患者の医療費助成に関する情報提供 難病患者への医療費助成の制度変更については、関係機関と連携して情報提供に努めます。	保健所等から配布される資料を通じて情報提供の実施	保健所等から難病患者の医療費助成に関する情報提供等はありませんでした	○	○			障害福祉課
第7章 相談・情報提供	1	(1) 相談窓口の充実	No.129	相談支援事業の充実 基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）を核とした相談支援ネットワークを強化し、訪問相談等について自立支援協議会で検討します。高齢で障害のある人には、在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。障害児相談支援については、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて充実を図ります。なお、高い専門性を必要とする内容については、保健所や発達障害者支援センター等専門相談機関へつなげていきます。	自立支援協議会の活用と児童発達支援センター整備による障害児相談支援の充実	相談支援担当者において協議を行い、相談支援の充実に繋がった	○	○			障害福祉課
					自立支援協議会を通して、相談支援事業所間、相談支援員間のネットワーク強化に努める。	相談支援員のネットワーク強化につとめた。また他機関と連携し多種多様な相談に応じた。	○		社会福祉協議会（総務課）		
					各中学校区の在宅介護支援センターを地域包括支援センターへ段階的に移行し、障害のある高齢者を含め相談に応じます。	地域包括支援センターあんのん館、同小川の里、同さとまちを設置しました。	○		高齢福祉課		
					在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。	在宅介護支援センター6か所、地域包括支援センター4か所で高齢者福祉について相談・対応を行いました。	○		高齢福祉課		
			No.130	相談支援事業所への補助 相談支援事業所に対しては、引き続き市独自の補助を行うことにより、ニーズに応じた計画作成の確保を図ります。	補助事業の継続実施	相談支援事業所への補助の継続実施	○	○			障害福祉課
			No.131	相談支援担当者の専門性の向上 相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。	相談支援事業所へ研修への参加案内の周知や相談員の各種研修への参加	県から相談支援事業所宛の研修の案内があったものについては周知を行い、相談員についても必要な研修に参加しました	○	○			障害福祉課
研修会に積極的に参加するとともに、相談支援事業所に向けての勉強会を行う。	継続	○					社会福祉協議会（総務課）				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課	
第7章 相談・情報提供	1 相談・情報提供の充実	(1)相談窓口の充実 (2)情報提供の充実	No.132	手帳を所持していない障害のある人への対応 発達障害、高次脳機能障害、精神疾患、難病等で、 障害者手帳を取得していない人に対しては、手帳を 取得できる場合があることや、手帳がない場合にも 医師の診断書があれば利用できるサービスがあるこ との周知を図ります。	相談時における周知やホームページで の周知	ホームページでの周知に 加え、窓口での相談時に 必要に応じて周知しまし た	○	○			障害福祉課	
			No.133	障害のある災害時要援護者の把握 災害時要援護者支援制度を活用し、町内福祉委員会 による日ごろからの支援を通じ障害のある人の状況 把握に努めます。	地域包括ケアシステムを構築します。	社会福祉協議会が実施す る地域見守り活動支援事 業を通じ、市内60の町 内福祉委員会において状 況の把握に努めました。	○	○			社会福祉課	
			No.134	広報等による情報提供の充実 市や社会福祉協議会の広報紙等により各種の情報を 提供するとともに、音声コード読み上げ装置等の活 用について検討します。	広報へ各種情報の掲載	今年度も継続実施を行いま した	○	○				障害福祉課
					声の広報の継続実施を行うとともにア クセシビリティに配慮したウェブサイト づくりを目指します	継続	○					社会福祉協議会 (総務課)
			No.135	利用しやすいウェブサイトの充実 誰でも情報を探しやすい見やすいウェブサイトづく りに引き続き努めます。また、障害のある人からご 意見をいただきながら、障害者にとって利用しやす いウェブサイトづくりに努めます。	継続実施 利用のしやすさ及び質の向上に努める	継続 平成20年度導入のCMSと 平成22年の閲覧支援ソフ トの更新、音声による広 報ページの作成等	○	○				秘書課
			No.136	声の広報・点訳事業等の実施 「広報あんじょう」を音訳した声の広報を継続する とともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や 音訳する事業等を支援します。	声の広報継続実施	今年度も継続実施を行いま した	○	○				障害福祉課
					音訳や点訳を希望される方の相談に対 応し、ボランティアによる支援につな げます。	継続	○					社会福祉協議会 (総務課)
No.137	ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わるさまざまなサービス、制度等 についてまとめたガイドブックやサービス事業者 マップを作成し、配布します。	定期的な更新の実施	今年度も対象者や希望者 に配布しました	○	○				障害福祉課			
支援体制の充実	(1)意思疎通支援	No.138	意思疎通支援者の派遣 手話通訳者、要約筆記者の意思疎通支援者の派遣を 行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派 遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業 となることから、円滑な対応に努めます。	事業の継続実施	市民、他課からの要望に 対して、100%派遣す ることができた。	○	○				障害福祉課	

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課 評価	政策 評価	評価に対する 課題 (担当課評価が △又は×の場合)	平成28年度 の目標 (年度目標を 変更・修正す る場合)	担当課		
第7章 相談・情報提供	2 意思疎通支援体制の充実	(1) 意思疎通支援事業等の充実	No.139 ◎	意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進します。また、手話奉仕員の養成については、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。	養成講座の実施	年間40回の養成講座を実施した。	○	○			障害福祉課		
			No.140	意思疎通支援事業の拡充 意思疎通支援事業については、あらゆる障害のある人に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。	手話要約筆記に加え、意思疎通に必要な支援内容を検討するほか、対象者の範囲について検討し、その支援者の確保に努める。	市役所内の各課に周知し、情報保身に拡充に努めた。	○	○			障害福祉課		
			No.141	移動型磁気ループの貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人の補聴器の聞き取りを改善するための磁気ループ（移動型）の貸し出しを行います。	必要に応じて会議での使用	今年度も継続実施を行いました	○	○	障害福祉課				
					社会福祉会館と桜井福祉センターにて、必要な団体に対し、無償で貸出を行います。	継続	○		社会福祉協議会 (総務課)				
			(2) ICTへの対応		No.142	障害者パソコン講座の実施 障害のある人を対象としたパソコン講座を開催し、パソコンの利用促進を図ることにより、障害のある人の主体的な情報収集能力を高めます。	総合福祉センターで障害者対象のパソコン講座を開催する。	4回 述べ48人	○	○			社会福祉協議会
					No.143	日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進 日常生活用具である視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。	広報等で周知し、適正な給付に努める。	手帳交付の際に日常生活用具の一覧をお渡ししている。	○	○			障害福祉課
	3 権利の擁護	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進	No.144	障害を理由とする差別解消のための啓発 市民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の作成・配布、ホームページでの掲載を実施します。また、障害者差別解消支援地域協議会について、県、圏域の動向を踏まえ、設置について検討します。	周知内容の検討・HP掲載	差別解消法に関する啓発記事を広報紙に掲載しました。また、障害者差別解消支援地域協議会機能を自立支援協議会に担当させることとしました。	○	○			障害福祉課		
					No.145 ★	職場における合理的配慮の提供義務等の周知（No.105再掲） 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	周知内容の検討・HP掲載	広報紙に周知記事を掲載しました。また、PRのための勉強会の講師を務めました	○			障害福祉課	
			市ホームページ等を通じた法制度の周知	・市HPを通じて各種助成制度や障害者雇用率制度を周知。 ・障害者の情報誌を窓口に設置。			○	○	商工課				

分野別	基本施策	推進施策	番号	事業・取り組み	平成27年度の目標	平成27年度の実績	担当課評価	政策評価	評価に対する課題 (担当課評価が△又は×の場合)	平成28年度の目標 (年度目標を変更・修正する場合)	担当課
第7章 相談・情報提供	3	(2) 権利擁護の推進	No.146	日常生活自立支援事業の促進 障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。	社会福祉協議会へ補助を行い、事業の継続実施を支援する。	今年度も継続実施を行いました	○	○			障害福祉課
					事業の周知とサービスの提供を行います。	サービス利用件数 25件 地区民協での事業の周知 8回	○				社会福祉協議会 (総務課)
			No.147	成年後見支援事業の実施 身寄りがない等当事者による申立てができない場合は、市が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。	法廷後見の継続実施と社会福祉協議会へ補助を行い、事業の継続実施を支援する。	今年度も継続実施を行いました	○	○	障害福祉課		
					低所得等の理由により適切な後見人が得られない人を対象に、法人後見の受任を行います。	法人後見の受任 11件 援助回数 993回	○		社会福祉協議会 (総務課)		
			No.148	成年後見制度等の周知 成年後見制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても周知に努めます。	事業の継続実施（障害福祉課分のHP作成）	今年度も継続実施を行いました	○	○	障害福祉課		
					社協広報紙への特集記事の掲載や講演会を開催します。	社協広報誌への特集掲載 1回 成年後見制度啓発講演会の開催 1回	○		社会福祉協議会 (総務課)		
No.149	虐待等の防止 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、市民、企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する情報提供があった場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。	ホームページ掲載及び必要に応じケース会議の開催	通報があったときに速やかにケース会議を開催し、早期対応に努めました	○	○	障害福祉課					

## 第4期安城市障害福祉計画における進捗状況について

平成27年度 障害福祉計画実績報告 (計画期間 H27~H29)

## I 障害福祉サービス必要量の見込み

	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)
<b>(1) 訪問系サービス</b>										
① 居室介護	時間/月	2,527	2,524	99.88%	2,679		0.00%	2,812		0.00%
② 重度訪問介護	時間/月	615	310	50.39%	738		0.00%	861		0.00%
③ 同行援護	時間/月	132	129	97.95%	143		0.00%	154		0.00%
④ 行動援護	時間/月	169	180	106.21%	182		0.00%	195		0.00%
⑤ 重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	-	0		-	0		-
<b>(2) 日中活動系サービス</b>										
① 生活介護	人日/月	7,160	6,678	93.3%	7,300		0.0%	7,400		0.0%
② 自立訓練(機能訓練)	人日/月	10	1	5.0%	10		0.0%	10		0.0%
③ 自立訓練(生活訓練)	人日/月	63	51	80.6%	63		0.0%	63		0.0%
④ 就労移行支援	人日/月	663	522	78.7%	782		0.0%	901		0.0%
⑤ 就労継続支援(A型)	人日/月	2,242	2,094	93.4%	2,470		0.0%	2,698		0.0%
⑥ 就労継続支援(B型)	人日/月	2,320	2,189	94.3%	2,528		0.0%	2,800		0.0%
⑦ 療養介護	人日/月	122	62	51.1%	122		0.0%	122		0.0%
⑧ 短期入所	人日/月	272	241	88.6%	288		0.0%	304		0.0%
<b>(3) 居住系サービス</b>										
① 共同生活援助(グループホーム)	人/月	100	84	84.3%	110		0.0%	120		0.0%
② 施設入所支援	人/月	94	90	95.2%	93		0.0%	92		0.0%
<b>(4) 相談支援</b>										
① 相談支援	人/月	156	170	108.7%	167		0.0%	179		0.0%
② 地域移行支援	人/月	0	0	-	2		-	3		-
③ 地域定着支援	人/月	0	0	-	4		-	6		-

## II 地域生活支援事業

事業名	単位	27年度			28年度			29年度			
		見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	見込	実績	実績/見込(%)	
<b>(1) 理解促進研修・啓発事業</b>											
① 災害時要援護者サポート研修	回/年	10	4	40.0%	10		0.0%	10		0.0%	
<b>(2) 自発的活動支援事業</b>											
① 精神障害者ふれあい促進事業	回/年	10	24	240.0%	10		0.0%	10		0.0%	
<b>(3) 相談支援事業</b>											
① 障害者相談支援事業	か所	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%	
② 基幹相談支援センター		実施	実施	-	実施		-	実施		-	
③ 住宅入居等支援事業		実施	実施	-	実施		-	実施		-	
<b>(4) 成年後見制度利用支援事業</b>											
① 成年後見制度	件/年	2	1	50.0%	2		0.0%	2		0.0%	
<b>(5) 意思疎通支援事業</b>											
① 手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%	
② 手話通訳者派遣事業	回/年	260	275	105.8%	260		0.0%	260		0.0%	
③ 要約筆記者派遣事業	回/年	80	88	110.0%	82		0.0%	84		0.0%	
<b>(6) 日常生活用具給付等事業</b>											
① 介護・訓練支援用具	件/年	9	8	88.9%	9		0.0%	10		0.0%	
② 自立生活支援用具	件/年	27	24	88.9%	28		0.0%	28		0.0%	
③ 在宅療養等支援用具	件/年	31	29	93.5%	31		0.0%	32		0.0%	
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	19	19	100.0%	20		0.0%	20		0.0%	
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	2,650	2,763	104.3%	2,680		0.0%	2,710		0.0%	
⑥ 住宅改修	件/年	5	3	60.0%	5		0.0%	5		0.0%	
<b>(7) 手話奉仕員養成研修事業</b>											
① 手話奉仕員養成研修事業	人/年	16	19	118.8%	17		0.0%	18		0.0%	
<b>(8) 移動支援事業</b>											
① 事業所数	か所	33	34	103.0%	34		0.0%	35		0.0%	
② 利用者数	人/月	212	215	101.5%	220		0.0%	228		0.0%	
③ 時間	時間/月	1,696	1,623	95.7%	1,760		0.0%	1,824		0.0%	
<b>(9) 地域活動支援センター</b>											
① 基礎的事業	事業所数(市内)	か所	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%
	利用者	人	100	120	120.0%	110		0.0%	120		0.0%
<b>(10) 任意事業</b>											
① 訪問入浴事業	事業所数	か所	5	5	100.0%	5		0.0%	6		0.0%
	利用者	人/月	22	21	95.5%	23		0.0%	24		0.0%
	利用延回数	回/月	132	132	99.8%	138		0.0%	144		0.0%
② 日中一時支援事業	事業所数	か所	33	39	118.2%	34		0.0%	35		0.0%
	利用者	人/月	254	254	99.9%	262		0.0%	270		0.0%
	利用延日数	人日/月	1,524	1,397	91.7%	1,572		0.0%	1,620		0.0%
③ 就労相談員設置事業	人	1	1	100.0%	1		0.0%	1		0.0%	
④ 自動車改造助成事業	人/年	5	4	80.0%	5		0.0%	5		0.0%	
⑤ 自動車運転免許取得費助成事業	人/年	5	3	60.0%	5		0.0%	5		0.0%	
⑥ 障害者社会参加支援事業(講座型)	人/年	2,520	2,477	98.3%	2,560		0.0%	2,600		0.0%	
⑦ 更生訓練費給付事業	継続	継続	-	継続		-	継続		-		
⑧ 身体障害者社会参加促進事業	継続	継続	-	継続		-	継続		-		
⑨ 知的障害者報酬委託制度	継続	継続	-	継続		-	継続		-		
⑩ 点字・声の広報等発行事業	継続	継続	-	継続		-	継続		-		
⑪ 生活サポート事業	継続	継続	-	継続		-	継続		-		
⑫ 心身障害者ふれあい促進事業	継続	継続	-	継続		-	継続		-		

## III 障害児支援

	単位	27年度			28年度			29年度		
		見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)	見込量	利用実績	実績/見込(%)
<b>(1) 児童発達支援</b>										
① 利用児童数	人/月	66	64	96.52%	68		0.00%	70		0.00%
② 利用延日数	人日/月	951	938	98.59%	968		0.00%	985		0.00%
<b>(2) 医療型児童発達支援</b>										
① 利用児童数	人/月	1	3	330.0%	1		0.0%	1		0.0%
② 利用延日数	人日/月	4	19	482.5%	4		0.0%	4		0.0%
<b>(3) 放課後等デイサービス</b>										
① 利用児童数	人/月	200	223	111.4%	212		0.0%	224		0.0%
② 利用延日数	人日/月	1,600	1,861	116.3%	1,696		0.0%	1,792		0.0%
<b>(4) 保育所等訪問支援</b>										
① 利用児童数	人/月	1	1	50.0%	1		0.0%	1		0.0%
② 利用延日数	人日/月	1	1	50.0%	1		0.0%	1		0.0%
<b>(5) 障害児相談支援</b>										
① 利用児童数	人/月	67	76	113.9%	72		0.0%	77		0.0%

## 平成 27 年度作業部会における活動内容

回	開催日	協議内容
1	5月21日	①自立支援協議会について ②第1回自立支援協議会について
2	6月18日	①第1回自立支援協議会資料について ②作業部会で検討する事項について
3	7月16日	①第1回自立支援協議会の報告について ②人材育成に向けたアプローチについて ③サービス等利用計画と個別支援計画との整合性について（相談支援担当者会） ④「あん・あん」における地区別懇談会での説明会の報告について（居宅担当者会） ⑤特別支援学校の卒業生の受け入れについて（通所・就労担当者会）
4	8月20日	①平成28年度人材育成の方向性について ②「地域生活支援拠点等」について ③第2回自立支援協議会の資料作成依頼について ④感染症予防について（居宅担当者会）
5	9月17日	①作業部会及び各担当者会における活動内容について ②第2回自立支援協議会について
6	10月22日	①第2回自立支援協議会について ②（仮称）子ども発達支援センターの概要について
7	11月26日	①第2回自立支援協議会の報告について ②作業部会役員改選について

8	12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3回自立支援協議会について</li> <li>②平成28年度各担当者会テーマ及び勉強会について</li> <li>③作業部会役員改選・各担当者会役員選出について</li> <li>④あんくるバス無料乗車証の取扱いについて</li> </ul>
9	1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3回自立支援協議会について</li> <li>②平成28年度作業部会副部会長の推薦について</li> <li>③平成28年度自立支援協議会作業部会・担当者会スケジュールについて</li> <li>④相談支援担当者会からの地域課題について</li> </ul>
10	2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3回自立支援協議会について</li> <li>②安城市の目指す障害福祉について</li> <li>③平成28年度自立支援協議会作業部会・担当者会スケジュールについて</li> <li>④各担当者会の平成28年度テーマについて</li> <li>⑤障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドラインの見直しについて</li> </ul>
11	3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3回自立支援協議会について</li> <li>②障害者（児）福祉施設整備計画について</li> <li>③事業者連絡会の開催について</li> </ul>

## 平成 27 年度テーマ活動内容の報告（活動期間：4 月～3 月）

## ●居宅担当者会

テーマ 1	人材不足の包括的な解決（1）
取組み概要	<p>①各事業所へ人材不足に関する現状把握のためのアンケートを実施。また、その結果を共有。</p> <p>②アンケート結果を踏まえ、現場の不安要因（例：支援内容の曖昧さ）の解消を図るため、各事業所から事例を集め適切な支援提供のグループワークを行うこととした。（次年度へ継続）</p>
テーマ 2	行動援護事業所数の増加（勉強会含む）
取組み概要	<p>①行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票を用いて各事業所にて該当者の再確認を行った。</p> <p>②契約中の移動支援対象児者が行動援護対象児者との判定を受けてサービスが変更になる場合、事業新設の検討余地はあるものの、そのことで行動援護対象児者の新規を受け入れることとなるのは、人員・スキルの的に困難であることが分かった。</p> <p>③「虐待」という視点からグループワーク形式の勉強会を実施。支援に対する不安や悩みを解消することで、支援の幅を広げ対象者の範囲を広げることへ繋げていった。</p>

## ●通所施設担当者会

テーマ1	事業所での送迎について
取組み概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所、学校での送迎サービスの課題</li><li>・ 各事業所での送迎の現状、収支根拠、工夫</li><li>・ 今後のアイデア（こんなのあったらいいな）</li><li>・ 他市の事業所送迎に対する対応調査</li></ul> <p>送迎の課題が多岐に渡るためこれらをまとめ、報告書を作業部会に提出した。今後も各担当者会、部会で共通の課題もあるため引続き検討していく。</p>
テーマ2	困難事例の対応について
取組み概要	<p>事業所からの情報提供資料を基に、担当者会議までに各担当で対応案を考えてきてもらい、会議当日グループワークの時間を作り案を出し合いながらまとめ発表した。検討した事例の事業所はその案を参考に支援を実施し、次回担当者会議でモニタリング結果を発表してもらった。次年度も引き続き取り組んでいく。</p>
テーマ3	サービス等利用計画と個別支援計画の連携について
取組み概要	<p>サービス等利用計画の作成、更新及びモニタリング時期と個別支援計画の更新時期合わせることによりサービス等利用計画と個別支援計画の連携充実を図ることになった。来年度中を目途に各事業所の個別支援計画時期の調整を行っていくことになった。</p>

テーマ 4	事業所空き状況調査、特別支援学校進路先調査について
取組み概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所空き状況調査は今年度 4 月、10 月に実施した。</li> <li>・ 新たに現在の新規受け入れ可能人数を追加した。</li> <li>・ 4 月分は 25 名以上、10 月分は 36 人の新規受入可能となった。</li> <li>・ 今年度進路としての生活介護事業所受け入れは十分可能となっている。</li> <li>・ 次年度も引き続き調査を行い報告していく。</li> <li>・ 進路先決定の際の内定通知を事業所から出すことになった。毎年 9 月の最終進路希望の確認後に内定通知を学校に出す。その際に相談支援担当者にも情報共有することにした。</li> </ul>

## ●児童担当者会

テーマ1	児童分野における人材育成について
取組み概要	<p>人材育成についての情報共有と課題について話し合いをし、各事業所での質の向上に関するアンケート調査を行う。</p> <p>結果としては、サービス管理責任者以下の現場職員に対する研修が必要という意見が圧倒的に多かったことと、サービス管理責任者以上の方の研修は行政や基幹型に求める意見が多く、上級職員以下の現場職員への研修は民間研修委託機関や担当者会または事業所内研修への期待が大きかった。研修して欲しい内容は、①質の向上②専門識として③管理業務とは④総合支援法の内容⑤ビジネスマナー⑥支援とは等が上位を占めました。</p> <p>それに基づき、担当者会では昨年につき廣部和夫先生による「強度行動障害児・者の理解と対応」という演題の勉強会や安城・岡崎特別支援学校への見学を行い、学校での取り組みについての勉強をしました。</p>
テーマ2	通常学級の子、発達障害の子の居場所作りについて
取組み概要	<p>発達障害の子の受け入れを行っている事業所に方針や人数の確認を行い、発達障害の子の現状について意見交換を行う。学校に併設されている児童クラブは、発達障害のある子は通えない現状。難しいケースのためには、利用できる受け入れ事業所を開拓していく必要性はある。しかし、地域福祉啓発の観点からは、発達障害がある子は全て福祉事業所へという考え方ではなく、地域の方に発達障害の子についての理解を深めてもらう啓発活動を行い、地域で育てていくという意識を育てていくことが大切であり、地域で暮らせるようにして行く必要がある。という意見でまとまりました。</p>

## ●ホーム担当者会

テーマ1	グループホームの地域啓発について
取組み概要	H28年2月10日(水)「支援者のためのグループホーム見学会」実施。地域の方達へまずGHの事を知ってもらうことからはじめ、福祉現場に興味をもってもらい人材確保に繋げていきたいと考える。15名の参加があり理解が深まったと感想をいただいた。平日ということもあり学生の参加がなかったので来年度は学生向けと一般の方向けの2回実施の方向で時期を検討している。

テーマ2	ホーム利用者の土日支援について
取組み概要	365日型のホーム利用希望者が多いが、そのためには人材の確保が課題となっており、地域啓発を進めながら人材確保に繋げていきたい。

## ●相談支援担当者会

テーマ1	相談支援員のスキルアップ
取組み概要	相談支援員が担当するケースを用いて事例検討を行い、支援目標や支援内容、課題や問題の抽出、解決方法について検討し、相談援助技術の向上を図っている。また生活困窮者支援事業や安城市リフォームヘルパー制度など、障害福祉に関連する制度や地域資源について、担当者を招いて勉強をした。

テーマ2	個別支援計画との連携
取組み概要	サービス等利用計画と個別支援計画の作成時期をH28年度末を目標に合わせていくことになった。

テーマ3	地域課題の洗い出し
取組み概要	市内の障害福祉に関する課題を整理した。その課題については作業部会に提出し、H28年度以降の各担当者会で協議テーマとして取り入れていただけることになった。

## ●精神保健福祉担当者会

テーマ1	医療と福祉の連携について
取組み概要	<p>精神保健福祉担当者会は、福祉と医療の各機関のメンバーが一堂に会することができる場となっています。この利点を生かしたテーマで活動していきたいという思いから、平成26年度からの継続の議題である「医療と福祉の連携」をテーマとしました。具体的には、会議の場を各機関の事業所とし、見学と取り組み報告をしていただくことで情報共有及び意見交換を行ないました。</p> <p>年間6回の担当者会が行われ、第1回目（5月28日）は、社会福祉法人ぶなの木福祉会（相談支援事業所ひだまり、地域活動支援センター陽なた、就労継続支援B型ぶなの木工房）、第2回目（7月23日）は、安城若者サポートステーション、第3回目は刈谷病院、第4回目は神谷クリニック（デイケア朝日の家・就労継続支援B型事業所ぼちぼちカフェ含む）、第5回目はISF ネットライフ（就労移行、就労継続支援A型・B型）、第6回目はふれあいサービスセンターで実施しました。</p> <p>普段、なかなか足を踏み入れる機会のない場に行くことができ、相互理解の一助になったのではないかと思います。</p>

テーマ2	社会資源について
取組み概要	<p>フォーマル・インフォーマルを含めた社会資源について、現状を認識した上で足りないものを把握する目的で、今年度は社会資源についての洗い出しをすることになりました。</p> <p>具体的には、取り組み報告をしていただく場から、社会資源について、日ごろ感じていることなどを報告していただき、意見交換を行いました。</p> <p>多くの課題が提示された中で、長期入院の方や家族と地域で同居されている精神障害の方で、すぐに一人暮らしの必要がない方の可能性を探るために、「一人暮らしの体験ができる宿泊体験部屋をグループホームに確保することについての検討」を次年度に具体的に取り組んでいく社会資源の課題とすることが決まりました。</p>

## ● 就労担当者会

テーマ1	各事業所の特徴を障がい児本人と保護者へ伝えていく
取組み概要	<p>安城特別支援学校さんとの話し合いにより昨年より検討してきた</p> <p>集団事業所説明会の開催について学校側との調整がうまくいかず実施にいたりませんでした。</p> <p>上記とは別の方法により 12 月の担当者会に安城特別支援学校の保護者代表の方 3 名をお招きして担当者会のグループワークに参加していただき各事業所と特色などを中心に情報交換を行いました。</p>

テーマ2	個別支援計画とサービス等利用計画とのすり合せ
取組み概要	<p>第3回の就労担当者会におきまして、相談支援担当者会の方の同席の元で話し合いを行い、最終的には相談支援者の作成するサービス等利用計画のモニタリング時期に事業所が合わせて行くことで一致しできる事業所から運用する。</p> <p>但し、運用していく中で出る問題点については都度担当者会で話し合いを行うこととしました。</p> <p>その後の担当者会の中でも進捗について都度相談さんと意見交換し運用の問題などをワークグループの中で話し合いを行いました。</p>

## 作業部会及び各担当者会の平成28年度テーマ

担当者会	テーマ
作業部会	① 地域生活支援拠点等の整備について 勉強会：未定
居宅担当者会	① ヘルパーのブラッシュアップ～自助・共助・公助～ ② 人材不足の包括的な解決 勉強会：未定
通所施設担当者会	① 強度行動障害児者の支援対応について ② 困難事例の検討 勉強会：虐待、権利擁護、差別解消法について
児童担当者会	① 児童期の関わり方を勉強しよう ② 発達障害・アスペルガーの方の支援や居場所づくりに必要な事を検討する 勉強会：医療と福祉の連携について
ホーム担当者会	① グループホーム地域啓発 ② ホーム利用者の土日支援について ③ サービス管理責任者スキルアップ 勉強会：支援者のためのグループホーム見学会
相談支援担当者会	① 相談支援業務の充実について ② 事業所との連携について ③ 相談支援事業を続けていくためには 勉強会：有意義なサービス担当者会議の進め方
精神保健福祉担当者会	① 医療と福祉の連携について ② 必要な社会資源について ③ 一人暮らしの体験ができる短期入所部屋（名称仮称）をGHに確保することについての検討 勉強会：未定
就労担当者会	① 支援学校との連携を図り、保護者との具体的な接点を広げ相互理解を深める。 ② 支援の質の向上を図るため、障害者個人に合わせた支援を合理的配慮に基づいて考える。 勉強会：就労ならではの事業所における組織論及び経営論について学ぶ

## 障害者差別解消法周知啓発取り組み

平成27年度 会議3 研修1

2月24日 市役所部課長会にて障害福祉課長が周知説明

2月27日 手話通訳者・要約筆記者登録者現任研修で周知説明が図られた

平成28年度 会議4 団体総会等6 研修2 パンフレット配布啓発3

4月5日 安城市民生児童委員協議会総会にてパンフレットを全員に配布し周知啓発した

4月19日 障害支援区分認定審査会の冒頭に障害福祉課長が周知説明した

4月21日 安城市手をつなぐ親の会総会の冒頭あいさつにて、市長が周知説明した

5月10日 安城市文化センター大会議室で障害福祉課が主催した職員（人事）研修にて障害福祉係：早藤主査が周知説明した（この研修の後半にテイクの小川氏（自立支援協議会市民代表委員）から講話いただいた）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

平成28年度

5月12日 市長決裁後、補正を経て市職員あてに内部周知した

6月8日 望遠郷（市のホームページ）にアップし、市民あてに周知した  
対応要領の別表、付表を含めた詳細は、「望遠郷最初のページ→福祉・介護・医療→障害者差別解消法が施行されました」と入り確認して下さい

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

## (目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、市長及び教育委員会の事務部局に属する職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別表第1から第3まで及び別表第7に定める事項に留意するものとする。

## (合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別表第4から第7までに定める事項に留意するものとする。

## (監督者の責務)

第5条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情

の申出等（以下「職員による障害を理由とする差別に関する相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

（3）合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第6条 障害者等からの職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するため、次の課に相談窓口を置く。

（1）福祉部障害福祉課

（2）企画部人事課

（3）教育振興部総務課

2 職員による障害を理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障害者等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をした上で、該当する職員が所属する課（以下「主管課」という。）に報告するものとする。

4 主管課は、前項の報告を受けた場合において、対処する必要があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採用するものとする。

（研修及び啓発）

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 前項の啓発を行うに当たっては、職員が障害の特性を理解するとともに、障害者に適切に対応するために、マニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。